

受験生、学生および実務家のための

読替準用の条文集

特許法

特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）

施行日：令和四年六月十七日（令和四年法律第六十八号による改正）

未施行あり

公布日：昭和三十四年四月十三日

改正法令名：刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）

改正法令公布日：令和四年六月十七日

eGov 条文取得日：2022.12.01

2022年12月

弁理士 川原英昭

はじめに

本書は、条文中にある『AはBに準用する。この場合において、C中「D」とあるのは「E」と読み替えるものとする。』形式の読替準用条文を見やすく書き換えたものです。

例：下記は特許法第二十四条第一項の抜粋です。

第二十四条 民事訴訟法第二百二十四条・・・の規定は、・・・の手續に準用する。この場合において、同法第二百二十四条第二項中「訴訟代理人」とあるのは「審査、特許異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の委任による代理人」と、・・・と読み替えるものとする。

本書はこの読替準用規定に従って、読替前後の条文を下記のように作成したものです。

【 1A 読替前】 民事訴訟法第 124 条第 2 項 ←民事訴訟法

2 前項の規定は、**訴訟代理人**がある間は、適用しない。

【 1B 読替後】 民事訴訟法第 124 条第 2 項 ←民事訴訟法

2 前項の規定は、**審査、特許異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の委任による代理人**がある間は、適用しない。

読替準用条文集の作成対象は、知的財産法 6 法律（特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法）と税務法 6 法律（法人税法、地方税法第 3 章、所得税法、国税徴収法、消費税法、相続税法）です（2022 年 12 月現在）。

本書を使えば、読みにくい読替準用条文を数分の 1 の時間で理解できます。長文が多い税務法では本書の利用価値が特に高い。

条文は e-Gov 法令から取得した漢数字の条文を算用数字に変換したのち複雑な処理をして作成したものです。校正を重ねたが、本書の使用に伴って発生した不利益や問題について、編著者は責任を負いません。

2022年12月 川原英昭

eGOV から 2022. 12. 01 に取得した条文から作成した
特許法の読替準用の条文集

<目次>

【N O 1】	第 24 条	-----	05
【N O 2】	第 65 条第 6 項	-----	08
【N O 3】	第 67 条の 4	-----	09
【N O 4】	第 67 条の 5 第 4 項	-----	10
【N O 5】	第 67 条の 8	-----	11
【N O 6】	第 71 条第 3 項	-----	12
【N O 7】	第 105 条の 2 の 3 第 2 項	-----	15
【N O 8】	第 105 条の 2 の 7 第 3 項	-----	16
【N O 9】	第 120 条の 5 第 9 項	-----	17
【N 1 0】	第 134 条の 2 第 9 項	-----	18
【N 1 1】	第 151 条	-----	19
【N 1 2】	第 159 条	-----	21
【N 1 3】	第 159 条第 2 項	-----	22
【N 1 4】	第 163 条	-----	23
【N 1 5】	第 163 条第 2 項	-----	24
【N 1 6】	第 169 条第 2 項	-----	25
【N 1 7】	第 190 条	-----	26

注 1 『AはBに準用する。この場合において、C中「D」とあるのは「E」と読み替えるものとする。』の形式の読替規定の条文集です。

注 2 読替規定の表現は多様で、及び等で注 1 の基本形を変形した規定が多い。

注3 表形式の読替規定があるときは、読替表を従前形式に変換していません。従前形式とは読替規定を注1のような文字列で規定するものです。

注4 読み換える条文番号を具体的に明示していない包括読替を含むものはこの条文集の対象外です。包括読替とは「Aの規定はBに準用する。この場合において、第2節中「D」とあるのは「E」と読み替えるものとする。」形式のものです。包括読替は少ない。

注5 条文番号と『中「・・・』の間に適用範囲を限定する「除く、限る」がある場合、その限定を無視して読替前後の条文を作成する。例 法人税法第144条の4第4項第1号の『第69条第26項（第144条の2第10項において準用する場合に限る。）中「・・・』の規定は『第69条第26項中「・・・』として読替前後の条文を作成する。

注6 号の条文の読替の場合、①読み替える号番号を明記するものと、明記せず『第1項中「・・・』とあるのは・・・』のように規定するものがある（例、法人税法第67条第6項）。②本文は『については、次に定めるところによる。』とし、読み替える下位の号番号を明記しないものがある（例、法人税法第144条の4第4項）。これらは読替前後の条文作成ができるように条文を編集している。

【NO1】***** 読替準用条文【特許法 第24条】*****

第24条 民事訴訟法第124条（第1項第6号を除く。）、第126条、第127条、第128条第1項、第130条、第131条及び第132条第2項（訴訟手続の中断及び中止）の規定は、審査、特許異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の手続に準用する。この場合において、

+++++++ 当該ブロックの読替規定 ++++++

同法第124条第2項中「訴訟代理人」とあるのは「審査、特許異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の委任による代理人」と、

【1A 読替前】民事訴訟法第124条第2項 ←民事訴訟法

2 前項の規定は、**訴訟代理人**がある間は、適用しない。

【1B 読替後】民事訴訟法第124条第2項 ←民事訴訟法

2 前項の規定は、**審査、特許異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の委任による代理人**がある間は、適用しない。

*** 読替準用条文【特許法 第24条】***

+++++++ 当該ブロックの読替規定 ++++++

同法第127条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判長」と、

【2A 読替前】民事訴訟法第127条 ←民事訴訟法

第127条 訴訟手続の受継の申立てがあつた場合には、**裁判所**は、相手方に通知しなければならない。

【2B 読替後】民事訴訟法第127条 ←民事訴訟法

第127条 訴訟手続の受継の申立てがあつた場合には、**特許庁長官又は審判長**は、相手方に通知しなければならない。

*** 読替準用条文【特許法 第24条】***

+++++++ 当該ブロックの読替規定 ++++++

同法第128条第1項中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判官」と、

【3A 読替前】 民事訴訟法第 128 条第 1 項 ←民事訴訟法

第 128 条 訴訟手続の受継の申立てがあつた場合には、**裁判所**は、職権で調査し、理由がないと認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。

【3B 読替後】 民事訴訟法第 128 条第 1 項 ←民事訴訟法

第 128 条 訴訟手続の受継の申立てがあつた場合には、**特許庁長官又は審判官**は、職権で調査し、理由がないと認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。

*** 読替準用条文【特許法 第 24 条】 ***

+++++++ 当該ブロックの読替規定 ++++++++

同法第 131 条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判官」と、

【4A 読替前】 民事訴訟法第 131 条 ←民事訴訟法

第 131 条 当事者が不定期間の故障により訴訟手続を続行することができないときは、**裁判所**は、決定で、その中止を命ずることができる。

【4B 読替後】 民事訴訟法第 131 条 ←民事訴訟法

第 131 条 当事者が不定期間の故障により訴訟手続を続行することができないときは、**特許庁長官又は審判官**は、決定で、その中止を命ずることができる。

*** 読替準用条文【特許法 第 24 条】 ***

+++++++ 当該ブロックの読替規定 ++++++++

同法第 130 条中「裁判所」とあるのは「特許庁」と読み替えるものとする。

【5A 読替前】 民事訴訟法第 130 条 ←民事訴訟法

第 130 条 天災その他の事由によって**裁判所**が職務を行うことができないときは、訴訟手続は、その事由が消滅するまで中止する。

【5B 読替後】 民事訴訟法第 130 条 ←民事訴訟法

第 130 条 天災その他の事由によって**特許庁**が職務を行うことができないときは、訴訟手続は、その事由が消滅するまで中止する。

【N O 2】***** 読替準用条文【特許法 第 65 条第 6 項】*****

6 第 101 条、第 104 条から第 104 条の 3 まで、第 105 条から第 105 条の 2 の 12 まで、第 105 条の 4 から第 105 条の 7 まで及び第 168 条第 3 項から第 6 項まで並びに民法（明治 29 年法律第 89 号）第 719 条及び第 724 条（不法行為）の規定は、第 1 項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知ったときは、

+++++++ 当該ブロックの読替規定 ++++++

民法第 724 条第 1 号中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時」とあるのは「特許権の設定の登録の日」と読み替えるものとする。

【1A 読替前】民法第 724 条第 1 号 ←民法

一 **被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時**から 3 年間行使しないとき。

【1B 読替後】民法第 724 条第 1 号 ←民法

一 **特許権の設定の登録の日**から 3 年間行使しないとき。

-----以下省略-----